

2025年2月25日

加盟団体会長、事務局長 各位

公益社団法人日本ライフル射撃協会
推薦委員会

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律施行のお知らせ

第213回通常国会で可決された法案は2024年6月14日に公布され、2025年3月1日に全面施行されます。関係する内容を抜粋してお知らせします。

「法4条1項1号による猟銃又は空気銃の所持許可を受けた者は、当該猟銃又は空気銃を自ら責任を持って保管することが原則である（法10の4）が、就職のための入寮研修や入院など長期にわたって在宅しない場合は、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は指定射撃場等を設置する者で、猟銃等保管業の届出を行った者に保管の委託をすることができる。」

この度の法改正で、保管を委託することができる銃砲に18歳以上の者が所持する空気拳銃が追加されました。

また、一般に言う「眠り銃」に関して、昭和55年の法律改正の際、引き続き3年以上許可の用途に供されていない場合は法定の取消事由とされたが、昨今の銃関連事件を踏まえ、取消要件が「3年」から「2年」に厳格化されました。

*** * 【改正条文】 * * * * ***

1 保管を委託することができる銃砲の追加

猟銃等保管業者に保管を委託することができる銃砲に空気拳銃を追加することとする。
(第十条の八関係)

2 所持許可に係る用途に供していない猟銃等に対する規制の強化

都道府県公安委員会は、猟銃等の所持許可を受けた者が引き続き二年以上当該猟銃等を当該所持許可に係る用途の全部又は一部に供していないと認めるときは、その所持許可を取り消し又は当該一部の用途が当該所持許可に係る用途に含まれないものに変更することができることとする。
(第十一条関係)

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

*** * * * ***